

東京大学功績者顕彰実施要綱

平成14年10月21日	総長裁定
平成17年 1月 1日	一部改正
平成19年 7月 1日	一部改正
平成22年 3月30日	一部改正
平成23年 6月23日	一部改正
平成30年 3月29日	一部改正

(目的)

第1 この要綱は、東京大学の活動の発展に顕著な功績のあった者（以下「功績者」という。）に対し、大学としての感謝の意を表し、及びその功績を称え、これを顕彰することを目的とする。

(対象者)

第2 顕彰は、私財の寄附、ボランティア活動及び援助等により、本学の活動の発展に大きく貢献した個人、法人又は団体に対し行うものとする。ただし、現に在籍する本学の教職員及び学生は、原則として、その対象としない。

(名称)

第3 顕彰の賞の名称は、「東京大学稷門賞」とする。

(候補者の推薦)

第4 部局長は、功績者に該当すると認める者を総長に推薦することができる。

(功績者選考委員会)

第5 総長は、功績者を選考させるため、功績者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、社会連携を担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総長が必要と認める理事又は副学長
 - (2) 総務部長
 - (3) その他委員長が必要と認める者

5 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員会は、選考結果を総長に報告する。

(顕彰)

第6 顕彰は、総長が賞状を功績者に授与し、及びその功績を適切な方法で社会に表明することにより行う。

- 2 総長は、前項の賞状に添えて、記念品等を贈呈することができる。
- 3 総長は、表明の方法等について、委員会に意見を求めることができる。

(庶務)

第7 顕彰に関する庶務は、本部社会連携推進課が所管し、本部総務課が協力する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

参考

「稷門」(しょくもん)は、中国の戦国時代の齊(現在の山東省)の首都の城門の名前である。齊の威王、宣王が学者を厚遇したので、齊の都に天下の賢者が集まり、学問が栄えたという故事をこの賞の名称は踏まえている。稷門付近は「稷下」と呼ばれ、多くの学者が集まったことから、「稷下の士」という言葉も生まれた。(出典は『史記』で、文学部の発案)